

## 業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、宮崎県水産試験場海水取水管及び着水槽内清掃業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる清掃業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1）令和4年度宮崎県水産試験場海水取水管及び着水槽内清掃業務委託

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、令和5年1月4日から令和5年3月17日までの間で10日間程度とする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税〇〇,〇〇〇円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約と同時に、契約保証金として金〇〇,〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※財務規則第101条第2項該当の場合

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める宮崎県水産試験場海水取水管及び着水槽内清掃業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（報告書の提出）

第9条 乙は、委託業務のすべてを完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指

示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払い）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年〇月〇日

甲 宮 崎 県  
宮崎県水産試験場  
場 長 西府 稔也

乙 住所  
会社名  
代表者役職 氏名